

●通常型の物件検査

(税込み)

種類	区分		設計検査手数料	現場検査・適合証明手数料
一戸建て住宅	確認検査と同時申請	優良住宅以外	11,000円/戸	中間: 6,600円/戸 竣工: 6,600円/戸
		優良住宅	13,200円/戸	中間: 13,200円/戸 竣工: 13,200円/戸
	性能評価と同時申請	優良住宅以外	(注)3の①	中間: 11,000円/戸 竣工: 11,000円/戸
		優良住宅		中間: 11,000円/戸 竣工: 11,000円/戸
確認検査又は性能評価を当協会以外に申請	優良住宅以外	13,200円/戸	中間: 26,400円/戸 竣工: 26,400円/戸	
	優良住宅	16,500円/戸	中間: 33,000円/戸 竣工: 33,000円/戸	
共同建て住宅	確認検査と同時申請	優良住宅以外	132,000円/棟	初回: 33,000円(基本) + 11,000円/戸 2回目以降: 11,000円/戸
		優良住宅以外(F35登録マンション)		50戸未満: 88,000円/棟 50戸以上: 110,000円/棟
		優良住宅	176,000円/棟	初回: 33,000円(基本) + 13,200円/戸 2回目以降: 13,200円/戸
		優良住宅(F35登録マンション)		50戸未満: 110,000円/棟 50戸以上: 132,000円/棟
	性能評価と同時申請	優良住宅以外	(注)3の②	初回: 33,000円(基本) + 8,800円/戸 2回目以降: 8,800円/戸
		優良住宅以外(F35登録マンション)		50戸未満: 66,000円/棟 50戸以上: 88,000円/棟
		優良住宅	(注)3の②	初回: 33,000円(基本) + 8,800円/戸 2回目以降: 8,800円/戸
		優良住宅(F35登録マンション)		50戸未満: 66,000円/棟 50戸以上: 88,000円/棟
	確認検査又は性能評価を当協会以外に申請	優良住宅以外	154,000円/棟	初回: 33,000円(基本) + 16,500円/戸 2回目以降: 16,500円/戸
		優良住宅以外(F35登録マンション)		176,000円/棟
		優良住宅	209,000円/棟	初回: 33,000円(基本) + 18,700円/戸 2回目以降: 18,700円/戸
		優良住宅(F35登録マンション)		198,000円/棟

- (注)
- 優良住宅  
優良住宅とは、住宅金融支援機構が定めるフラット35S(省エネルギー性、耐震性(免震を含む。)、バリアフリー性又は耐久・可変性)の基準に適合する住宅をいいます。  
※性能評価書を取得しないで耐震性の申請をする場合は、別途の手数料が加算されます。
  - F35登録マンション  
F35登録マンションとは、設計検査に合格(又は設計住宅性能評価書を取得)したマンションについて、住宅金融支援機構に「フラット35登録マンション」として登録(無償)するものをいいます。(詳しくは住宅金融支援機構のHPをご覧ください。)
  - 性能評価住宅における設計検査の省略  
設計住宅性能評価書取得住宅で、次の要件(優良住宅にあつては優良住宅の要件を含む。)を満たすものは、設計検査が省略(同一の検査機関で、フラット35の検査と性能評価の検査を実施するものに限る。)できます。  
① 一戸建て等は、断熱等性能等級2以上、劣化対策等級原則2以上及び維持管理対策等級(専用配管)原則3  
② 共同建ての場合は、断熱等等級2以上及び維持管理対策等級(共用配管)原則2以上
  - 設計検査手数料は断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合、一戸建て等にあつて22,000円/戸、共同建てにあつては2,750円/戸が加算されます。
  - フラット35S(ZEH)において、共用部分の一次エネルギー消費量の審査を行う場合は、左記手数料に10%が加算されます。
  - 性能評価住宅等における一戸建て住宅の中間検査の省略  
① 住宅瑕疵担保保険又は確認検査の特定工程の検査を実施する場合で、次の全てに該当するものは中間検査が省略できます。  
イ 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の検査又は特定工程の中間検査(機構が定める中間現場検査可能時期に実施するものに限る。)を実施するまでに設計検査の申請を行っていること。  
ロ 同一の検査機関で、フラット35の検査と上述の検査を実施するものであること。  
② 建設住宅性能評価書取得住宅で、次の全てに該当するものは中間検査が省略できます。  
イ 上記(注)3の①の要件(優良住宅にあつては優良住宅の要件を含む。)を当該評価書で確認できること。  
ロ 同一の検査機関で、フラット35の検査と建設住宅性能評価の検査を実施するものであること。
  - 通常の物件検査で、現場検査を性能評価又は基準法の現場検査と同時にしなかった場合の手数料の加算  
当協会の基準法検査、性能評価検査又は住宅瑕疵担保検査を利用している物件について、当該検査を実施した以後において、フラット35の中間現場検査又は竣工現場検査の申請を行うときは、13,200円が加算されます。
  - 遠隔地の手数料の加算(協会に建築確認・性能評価を同時申請した物件を除く。)  
イ 茨城県(取手市、守谷市、つくばみらい市、つくば市、牛久市及び土浦市を除く。)、栃木県、群馬県、山梨県及び静岡県については、33,000円が加算されます。  
ロ 東京都の大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈島、青ヶ島村及び小笠原村については、実費=(交通費及び宿泊費)+(付帯経費(事務所往復時間-2時間)×(9,900円/時間・人))が加算されます。
  - 再発行手数料  
再発行手数料は5,500円/件とします。
  - 竣工済・一戸建て住宅及び竣工済・共同建て住宅の手数料  
竣工済・一戸建て住宅及び竣工済・共同建て住宅の手数料は、別途、定めます。(ご照会ください。)
  - 連続建て住宅及び重ね建て住宅の手数料  
連続建て住宅及び重ね建て住宅の手数料は、「一戸建て住宅」の欄の手数料表を適用します。この場合、設計検査は、22,000円/棟、中間現場検査は(対象戸数-1)×5,500円/戸、竣工現場検査は(対象戸数-1)×5,500円/戸がそれぞれ加算されます。
  - その他の手数料  
賃貸住宅に併設するフラット35利用住宅(オーナー住宅等)や性能評価住宅でフラット35の設計検査申請を希望する場合の手数料は、別途定めます。(ご照会ください。)

**【特徴】**  
 ①マンション審査(旧住宅金融公庫:現住宅金融支援機構の工事審査)等に30年超の実績  
 ②専門セクションによるスピード処理によりご希望日に適合証明書発行(4営業日)  
 ③S基準(優良住宅支援制度)の活用、その他関連制度を含めたご相談への対応  
**【お問い合わせ先】**  
 一般財団法人住宅金融普及協会 審査本部 性能評価課 (適合証明係)  
 tel03-3260-7350